

様式44

令和4年8月23日

三重県知事 殿

鈴鹿市東玉垣町2483番地の1

医療法人 正 秀 会

理事長 八 木 秀 行

電 話 059(383)1661

決 算 届

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条
第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人正秀会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市東玉垣町2483番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成10年7月22日
- (4) 設立登記年月日 平成10年8月24日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	八木医院	三重県鈴鹿市東玉垣町2483番地の1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年8月18日 令和2年会計年度決算の決定

令和4年8月14日 令和4年会計年度予算の決定

様式 2

法人名 医療法人正秀会
 所在地 鈴鹿市東玉垣町 2 4 8 3 番地の 1

※医療法人整理番号 **D310**

財 産 目 録
 (令和4年6月30日現在)

1. 資 産 額	30,457 千円
2. 負 債 額	8,688 千円
3. 純 資 産 額	21,768 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,186
B 固 定 資 産	16,270
C 資 産 合 計 (A + B)	30,457
D 負 債 合 計	8,688
E 純 資 産 (C - D)	21,768

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人正秀会

※医療法人整理番号 0310

所在地 鈴鹿市東玉垣町 2 4 8 3 番地の 1

貸 借 対 照 表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	14,186	I 流 動 負 債	3,970
II 固 定 資 産	16,270	II 固 定 負 債	4,718
1 有 形 固 定 資 産	5,567	負 債 合 計	8,688
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10,702	科 目	金 額
		I 出 資 金	15,000
		II 積 立 金	6,768
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	21,768
資 産 合 計	30,457	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,457

様式4-2

法人名 医療法人正秀会

※医療法人整理番号 D310

所在地 鈴鹿市東玉垣町2483番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	60,829
2 事業費用	59,314
本来業務事業利益	1,515
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	1,515
II 事業外収益	1,000
III 事業外費用	0
経常利益	2,515
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	2,515
法人税等	185
当期純利益	2,330

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 正秀会
理事長 八木秀行 殿

私 八木昭彦は、医療法人正秀会の令和3会計年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月14日
医療法人 正秀会
監事 八木 昭彦